

○松阪市建設工事競争入札参加資格者登録規程

平成17年1月1日告示第7号

改正

平成25年10月21日告示第226号

平成28年3月17日告示第36号

令和5年2月28日告示第51号

令和5年7月3日議会規則第358-4号

令和6年4月1日告示第201号

令和8年5月29日告示第298-2号

松阪市建設工事競争入札参加資格者登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市が執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、製造及び修繕工事をいう。以下「建設工事」という。）の入札に参加する者の資格について、松阪市契約規則（平成17年松阪市規則第64号。以下「規則」という。）、松阪市建設工事執行規程（平成17年松阪市告示第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争参加資格)

第2条 規則第3条第2項に規定する一般競争入札に参加できる者の資格（以下「一般競争参加資格」という。）は、次によるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者又は同条第2項の規定に該当し、公共機関による指名停止措置期間内でない者
- (2) 一般競争参加資格審査の申請時までに納期限の到来した市税及び国税（所得税又は法人税及び消費税）を完納している者
- (3) 参加を希望する業種区分により、下表のとおり許可等がある者

申請書提出区分	必要な許可、登録等
建設工事	(1) 法第3条第1項の規定による許可 (2) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。 (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこ

	と（当該届出の義務のない者を除く。）。
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録
建築物の設計業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録
その他コンサルタント	建設工事の施工に付随する調査、試験等

（一般競争参加資格審査の申請及び審査）

第3条 新たに一般競争参加資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は三重県入札参加資格申請受付・審査共同化運営連絡協議会（以下「協議会」という。）へ申請し、協議会の審査を受けなければならない。

（一般競争参加資格審査申請書等）

第4条 申請者は、協議会が定める書類のほか、必要に応じ、別に定める書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の別に定める書類の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、指定ファイルに綴って1部を提出するものとする。

（資格審査）

第5条 市長は、毎月10日（当該日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その直前のこれらの日に当たらない日）までに、協議会の審査が完了した申請について、資格審査を行うものとする。

（競争入札参加資格者名簿への登録）

第6条 市長は、前条の資格審査をし、一般競争参加資格があると認定した者（以下「登録業者」という。）については、翌月1日に名簿登録を行うこととする。

2 市長は、登録業者に対し、別に定める登録番号を交付するものとする。

（競争入札参加資格者名簿への掲載）

第7条 市長は、規則第5条の規定に基づき競争入札参加資格者名簿（様式第1号。以下「名簿」という。）に登録業者を掲載するものとする。

2 登録業者の所在区分を次のとおりとする。

- (1) 市内業者 松阪市内に本店を有し、市税を完納している者
- (2) 準市内業者 松阪市内に建設業許可を受けた支店又は営業所（以下「支店等」という。）を有し、その支店等に契約権限を委任し、かつ、市税を完納している者。ただし、測量・建設コンサルタント等の者は、松阪市内に登録された支店等を有し、その支店等に契約権限を委任し、かつ、市税を完納している者
- (3) 県内業者 三重県内に本店、支店等を有し、その支店等に契約権限を委任している者
- (4) 県外業者 前3号に掲げる以外の者

3 名簿の登録期間は、協議会の定める期間に準ずることとする。

（登録内容の変更等）

第8条 登録業者の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに協議会へ変更の手続を行うものとする。

2 登録内容の変更の反映は、毎月10日（当該日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、その直前のこれらの日に当たらない日）までに、協議会の審査が完了したものを翌月1日に反映することとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、この限りでない。

3 第1項の変更の手続において、市長が必要と認める場合、必要書類の提出を求めることができるものとする。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成25年10月21日告示第226号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日告示第36号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日告示第51号）

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5年7月3日議会規則第358—4号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の松阪市建設工事競争入札参加資格者登録規程第4条第3項の規定は、令和6年度以降の名簿への登録に係る資格審査から適用し、令和5年度の名簿への登録及び変更の届出、参加資格の承継及び名簿からの抹消等については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日告示第201号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和8年5月29日告示第298-2号）
この要領は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

松阪市競争入札参加資格者名簿

[illegible]